つけましたか？　住宅用火災警報器　すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災を早期に発見することで初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼被害も軽減されます。大切な家族や財産を守るため、一日も早く設置しましょう。
問合せ　福生消防署 警防課　TEL 552―0119

INFORMATION インフォメーション

今月の納期

◎固定資産税・都市計画税…第４期
◎国民健康保険税…第６期
◎介護保険料…第６期
◎後期高齢者医療保険料…第６期
納期は、12月25日㈫です。

問合せ　税務課　TEL 557―7529

ご寄付

町へ

10万円…大口 豊　様

三小へ

校庭芝生維持管理品…
ソニー企業㈱、㈱共栄社　様

問合せ　総務課　TEL 557―0531

不用品交換

交渉は当事者間で

※費用が掛かるものがあります。

ゆずります

▶マタニティウエア（S～M）
▶ミシン　▶ピアノ　▶子ども用食事椅子　▶子ども用自転車
▶キックボード（おもちゃ）
▶瑞中制服（男子・女子）
▶キャンプ用テント（１人用）
▶ダッフルコート（中学生用）
▶車のボディカバー

ゆずってください

▶自転車（幼児用・大人用）
▶おもちゃ（幼児用）▶ベビー服（女子用90センチ位）
▶瑞中制服（女子）

問合せ　産業課　TEL 557―7633

税

償却資産申告書を送付します

町内で事務所、工場、店舗などの事業を行っている法人または個人で、事業用資産（構築物、機械および装置、工具、備品など）を所有している方に申告書を郵送します。

申告期限
平成25年1月31日㈭

※期限間近になりますと、受付窓口が大変混雑しますので、早めに申告していただきますよう、ご協力をお願いします。

問合せ　税務課　TEL 557―7528

住宅用地の申告を

次のいずれかに該当する方は、申告してください（住宅用地として利用している土地は、固定資産税・都市計画税が軽減されます）。

▼土地の分筆・合筆や土地の取得等により、住宅用地の面積を変更した方
▼平成25年1月1日現在、住宅の建て替え工事中の土地を所有している方（添付書類は住宅の平面図と立面図）
▼業務用家屋（店舗・事務所など住宅以外の用途）を住宅に用途変更した方
▼住宅を業務用家屋に用途変更した方
▼一棟の家屋に住宅用と業務用の部分があり、一部または全部を用途変更した方

問合せ　税務課　TEL 557―7528

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大

個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます）について、平成26年1月から同様に必要となります。

ホームページ http://www.nta.go.jp

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。
詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

問合せ　青梅税務署　TEL 0428(22)3185

国保・後期高齢者医療

葬祭費について

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者が死亡したとき、葬祭を行った方（喪主）に5万円が支給されます。

※申請が、葬儀をした日の翌日から2年を経過すると時効となり支給されません。

申請に必要なもの
保険証、印鑑、申請者の預金通帳（口座振込で支給するため）、葬儀を行ったことが分かる書類（会葬礼状、葬儀の領収書等）

問合せ　住民課　TEL 557―7578

年金

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。
確定申告等で社会保険料控除の申告をする際には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。
なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合にも、納付した方が、社会保険料控除として申告することができます。
このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に送付されています。
年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書（または領収証書）が必要になりますので、大切に保管してください。
お問い合わせは、控除証明書専用ダイヤルへ。

期間　平成25年3月15日㈮まで

【控除証明書専用ダイヤル】
TEL 0570（070）1117
IP電話の方
TEL 03（6700）1130

お知らせ

多摩都市モノレール箱根ケ崎方面への延伸に関する要望活動

11月5日、瑞穂町、東大和・武蔵村山市の2市1町で、多摩都市モノレールの箱根ケ崎方面への延伸について、早期事業化に向けて、最大限の努力をするよう東京都に要望活動を行いました。
※多摩都市モノレールは、上北台～箱根ケ崎間が次期整備路線とされています。

問合せ　秘書広報課　TEL 557―7476

横田基地に関する要望活動

横田基地周辺の5市1町で組織する「横田基地周辺市町基地対策連絡会」では、10月29日に防衛省と北関東防衛局、11月16日に横田基地に要望活動を行いました。
内容は、横田基地に係る騒音防止対策の推進、基地運用に関する安全確保の徹底、自治体への適切な情報提供および日米地位協定とその運用についての適切な見直し等です。
実情を粘り強く訴えることで、米空母艦載機による夜間飛行訓練の中止、ヘリコプターの町内市街地での飛行訓練の減少など、少しずつ問題解決につながっています。

問合せ　秘書広報課　TEL 557―7476

工業統計調査にご協力を

この調査は、工業の実態を明らかにすることを目的とし、調査結果が国や地方公共団体における事業の企画・立案の資料や学校の教材などとして幅広く使われています。
なお、記入いただいた調査票の内容に関する秘密は統計法により守られます。また数値は統計冊子の作成以外の目的では利用されませんので正確な記入をお願いします。

【調査期間】
12月末～1月

※調査員が調査票を配布し、受け取りに伺います。

【調査対象】
町内にある製造業を営む従業員4人以上の事業所

問合せ　総務課　TEL 557―0531

夜間人権ホットライン

差別や虐待などの人権問題や日常生活上の法律問題について弁護士による法律相談を電話でお受けします。個人の秘密は厳守します。

日時　12月7日㈮
午後5時～8時

※相談時間は10分程度です。

【夜間人権ホットライン】
TEL 03（5824）9486
TEL 03（5824）9487

費用　無料

問合せ　（公財）東京都人権啓発センター
TEL 03（3871）0212

12月4日から10日 人権週間

【啓発活動重点目標】
みんなで築こう　人権の世紀
～考えよう　相手の気持ち　育てよう　思いやりの心～
法務省と全国人権擁護連合会は、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動を行います。

【人権相談窓口】
町では、人権相談窓口を開設しています。人権擁護委員が人権に関する相談をお受けしますので、ご利用ください。

日時　毎月第3木曜日
午前9時30分～11時30分

場所　役場庁舎会議室（1月からは町民会館1階会議室）

問合せ　総務課　TEL 557―0531

人権週間行事 トーク&コンサートと映画の集い

人権週間にちなみ、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに人権意識の高揚を図ることを目的に開催します。

日時　12月6日㈭
午後1時30分～4時40分

場所　昭島市民会館（昭島市つつじが丘3―7―7）

内容
▼講演ライブ…増田 太郎（盲目のヴァイオリニスト）
▼映画上映…「その街のこども」